

研修会等の報酬および費用に関する規定

一般財団法人 北海道バスケットボール協会

【目的】

本規定は、一般財団法人北海道バスケットボール協会（以下「本会」という。）定款第3条（目的）ならびに第4条（事業）の定めに基づき、研修会等の各種報酬・費用、派遣費ならびに派遣補助費の支払に関する事項を定め、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に照らし、その事業執行の妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

第1条 定義等

本規定において使用する用語の定義を、以下の各号に定める。

- (1) 研修会等とは、本会定款に定める目的および事業の推進を補完する研修会および講習会を合わせて研修会等という。
- (2) 報酬とは、研修会等の運営に関する職務の対価として受け取る財産の利益であって、その名称は問わない。費用と明確に区分する。
- (3) 費用とは、研修会等の講師の招聘に係る費用ならびに派遣および会場使用料、その他、手数料等をいう。
- (4) 役員等とは、本会の理事および監事、評議員、委員を含めて、役員等という。

第2条 事業実施基準

- (1) 本会の事業は、原則、14地区協会、ブロックを含め北海道全域を対象とする事業であること。
- (2) 定款第3条（目的）を補完する事業であること。
- (3) 事業目的が一連となる場合、原則、事業初年度を含め2年以内に完結する。
- (4) 事業毎に予め最少参加人数または最少参加チーム数を定め、その設定された人数、参加チーム数が下回る場合、または、下回ることが容易に予見され、中止または延期とする場合、原則、その通知を、事業実施開始日の1カ月前までに告知する。
- (5) 各種事業の実施は、執行役員会で決議、または、専務理事が別に認めたものとする。
- (6) 事業実施通知文書等は、専務理事ならびに担当部署責任者の連名で通知し、宛先は各地区協会理事長、担当部署、および協会事務局に対し発信する。

第3条 研修会等、講師の報酬および費用

本会役員等が講師となる場合の報酬および費用を、次の各号に定める。ただし、本会主催競技会の開催に併せ実施される場合の、報酬ならびに費用は、専務理事が別に定める。

- (1) 講師の報酬は、原則、3,000円/hを上限とする。ただし、研修会等の内容が講師の生業関連である場合、また、その他の事由により、専務理事が認めた場合、その額は執行役員会の議決を経て、専務理事が別に定める。
 - (2) 旅費は、別に定める旅費規定に準ずる。（航空機利用の可否ならびに旅費は、専務理事が別に定める。）
- 2 本会役員以外であり、道内在住者が講師を務める場合の報酬および費用を、次の各号に定める
- (1) 報酬は、原則、5,000円/hを上限とする。ただし、研修会等の内容が講師の生業関連である場合、また、その他の事由により、専務理事が認めた場合、その額は執行役員会の議決を経て、専務理事が別に定める。
 - (2) 旅費は、本会が別に定める旅費規定に準ずる。（航空機利用の可否ならびに精算は、専務理事が別に定める。）
- 3 本会役員以外で、道外在住者が講師を務める場合の報酬および費用を、次の各号に定める。
- (1) 報酬は、原則、8,000円/hを上限とする。ただし、研修会等の内容が講師の生業関連である場合、また、その他の事由により、専務理事が認めた場合、その額は、執行役員会の議決を経て、専務理事が別に定める。
 - (2) 旅費は、実費額を精算する。

第4条 役員研修会参加補助費

道外研修会等への参加補助費について、次の各号に定める。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 東北・北陸・関東 | 60,000 円 |
| (2) 東海・関西 | 70,000 円 |
| (3) 中国・九州・四国 | 75,000 円 |

第5条 費用

研修会等に掛かる費用弁償および謝礼を、次の各号に定める。

- (1) 研修会等の会場として、学校等の研修室・教室等を利用する場合、その費用は、5,000 円/1 日を上限とする。
- (2) 研修会等の会場として体育館を利用する場合、その費用は、バスケットボールコート 1 面 10,000 円/1 日を上限とする。(競技会開催の借用についてもこれに準ずるものとする。)
- (3) その他、前項の借用にあたり、別途費用が発生する場合、専務理事が別に定める。

第6条 食糧費等

研修会ならびに会議等の飲料代および食糧費を、次の各号に定める。

- (1) 飲料・軽食費「上限 300 円、消費税込み」、飲料の場合「上限 200 円、消費税込み」とする。
- (2) 弁当等が必要な場合、飲料費を含む食糧費は、1,000 円を上限とする。
- (3) 前項(1)・(2)は、実費により精算する。

第7条 議決

本規定に定めのない事項は、専務理事が別に定める。

第8条 改正

この規定の改正は、執行役員会の議決を経てこれをおこなう。

第9条 附則

本規定は、2017 年 11 月 8 日より施行する。

- | | |
|-----------------|----------|
| 2018 年 12 月 5 日 | 一部改訂「施行」 |
| 2021 年 7 月 14 日 | 一部改訂「施行」 |
| 2023 年 6 月 24 日 | 一部改訂「施行」 |
| 2024 年 5 月 15 日 | 一部改訂「施行」 |
| 2024 年 6 月 29 日 | 一部改訂「施行」 |
| 2025 年 6 月 28 日 | 一部改訂「施行」 |
| 2026 年 6 月 27 日 | 一部改訂「施行」 |